



職場の熱中症対策の強化について

文責 伊東 毅

令和7年6月1日より、改正労働安全衛生規則が改正されました。

職場における熱中症による死亡災害が2年連続で30人レベルに達したことによる安全対策の強化を図ろうとするものです。

気候変動の影響はすざましく、昨夏の熊本でも「このまま外にいたら死ぬんじゃないか」と自覚できるような、まさに死の光線でした。このような日差しに晒されている屋外作業をされている方の死亡は全体の7割に達しています。

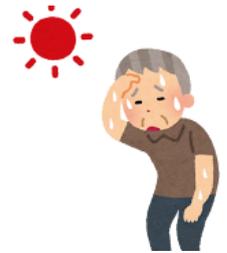
【基本的な考え方】

気温31度以上またはWBGT28以上の環境下（屋内外問わず）で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業が、対策が必要とされました。

※WBGTとは、暑さ指数のことで熱ストレスの評価を示す数値

見つける→判断する→対処する

熱中症のおそれがある従業員を早期に発見して、その状況に応じた迅速かつ適切な対処をすることが、重篤化を防止するうえで重要です。



【事業者に義務化された事項】

熱中症のおそれのある従業員を見つけた場合に対処するために、

- 1 作業中止⇒身体冷却⇒①自力で水分補給できる場合は経過観察
②水分補給が出来ない場合は医療機関への搬送
など、救護手順の作成
- 2 事業場における緊急連絡網整備、緊急搬送先の連絡先把握と連絡体制
- 3 迅速かつ適切な対処をするために上記事項の周知

【熱中症予防対策】

- 1 屋外作業場に休憩所の設置（冷房、日陰など涼しい環境）
- 2 暑熱順化（暑さに慣らす）
- 3 服装、水分・塩分補給
- 4 酷暑時間帯を避ける労働時間配分

などの安全配慮を行うことが重要です。



暑い中での労働を終えたあと、奥様や子供たちから「おとうちゃん、お疲れ様でした」と言って注いでもらう冷たいビールは格別でしょうね。くれぐれも、冷たい会話に、温かいビールにならないように、こちらも日頃の対策（忍耐）が必要です。

企業へのカスハラ防止を義務付けた改正労働施策総合推進法等改正

文責:杉山 友香



カスタマーハラスメント(以下、「カスハラ」という)を防止対策は、東京都が先行して条例を制定することで、東京都の企業を対象に義務化されてきましたが、それを追うような形で今国会に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正労働施策総合推進法等」という)の法案が提出され審議されてきました。そして、2025年6月4日に参議院で成立、2025年6月11日に公布されました。同法は、労働施策総合推進法を改正して、カスハラ対策を事業主の「雇用管理上の措置義務」とすることを主な内容とするものです。労働者が1人でもいれば、事業主に該当すると考えられます。この義務に違反した事業主は、報告徴求命令、助言、指導、勧告または公表の対象となるため、事業主は、施行日(早ければ2026年10月頃)までに対応必須といえます。

☆カスハラの定義☆

カスハラは、カスハラ対策法において以下のように定義されています(改正後の法33条)。

職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの(顧客等言動)により当該労働者の就業環境が害されること



典型的には、まったく欠陥がない商品を新しい商品に交換するよう労働者に要求する、労働者に物を投げつける、唾を吐く、労働者に謝罪の手段として土下座をするよう強要する、労働者に対して必要以上に長時間にわたって厳しい叱責を繰り返すなどの行為がカスハラに該当すると考えられます。このほか、カスハラの対象となる行為については、カスハラ対策法の制定後に公表される指針で具体的に示される予定です。

★ハラスメント対策の強化★

- ①カスハラを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスハラに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
- ②求職者等に対するセクハラを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクハラに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。



労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の提出開始となりました

文責:杉山 友香



毎年、私たち社会保険労務士が1年で一番忙しい時期を迎えております。事業所の総務・給与計算担当者様にもご協力いただき、紙でのお届け、電子申請等も含めて期日までに提出したいと思っております。届け出が遅れると、標準報酬額決定通知書のお手元に届くのが遅れますのでご注意くださいませ。



※今年度の提出期限は7月10日(月)までです！